

# 横浜市金沢区地区センター等指定管理者の選定に関する要綱

制定 平成22年 1月26日 金地振第1372号（区長決裁）  
改正 平成22年 4月 1日 金地振第123号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（昭和48年6月20日条例第46号）第5条に規定する金沢区の地区センター等（以下「地区センター等」という。）の指定管理者の選定実施するための手続き等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（指定管理者の選定）

第2条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、金沢区長（以下「区長」という。）は、非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、応募者の中から地区センター等の指定管理者を選定する。

5 区長は、次条に定める横浜市金沢区地区センター等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定委員会）

第3条 地区センター等の指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、選定委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第4条 区長は、指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

(1) 地域コミュニティの醸成や地域連携意識の形成に寄与する等地区センターの設置理念に基づく運営が図られること。

(2) 地域ニーズに合わせた事業が実施できること。

(3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(4) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

（申請書類）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を区長に提出しなければならない。

(1) 指定申請書

(2) 事業計画書

(3) 当該地区センター等に関する業務の収支計画書

(4) 宣誓書

(5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

(6) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(8) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去3年分）

(9) 決算書類（貸借対照表、損益計算書）

(10) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定・給与規定、人員表等）

(11) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定管理者の報告)

第6条 区長は、指定管理者を選定したときは、市民局長へ報告するものとする。

(指定の取消等)

第7条 区長は、次に掲げる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(協定の締結)

第8条 指定管理者に指定されたものは、区長と地区センター等の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 利用の許可等に関する事項

(3) 第5条第1項第2号の事業計画書に記載された事項

(4) 利用料金に関する事項

(5) 本市が支払うべき経費に関する事項

(6) 減免の取り扱いに関する事項

(7) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

(8) 利用状況及び事業報告に関する事項

(9) 業務評価に関する事項

(10) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

(11) その他区長が必要と認める事項

附則

この要綱は、平成22年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。